1 9 川監公第 1 9 号 平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日

# 定期監査等の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成19年4月10日付け19川監公第8号で公表した定期監査及び同日付け19川監公第10号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥宮京子

同 岩崎善幸

同 宮原春夫

19川総行革第168号 平成19年11月19日

川崎市監査委員 鹿 川 隆 様

同 奥宮京子様

同 岩崎 善幸様

同 宮原春夫様

川崎市長 阿 部 孝 夫

監査の結果の報告に基づく措置について (通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項により、平成19年4月10日付け19川監報第3号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成18年度定期監査結果に対する措置状況

1 指定管理者の管理に係る備品の管理を適正に行うべきもの

### [指摘の要旨]

指定管理者に管理を移行したみぞのくち保育園で川崎市物品会計規則第44条 により本市が作成する備品整理簿等と現品が照合できない事例が見受けられたの で、双方立会いの上速やかに整理簿等と現品の照合を実施するとともに、今後は、 同規則第64条の規定による毎年度1回以上の検査を実施するなど適切な備品管理に努められたい。

また、指定管理者が本市所有の備品を廃棄した場合の本市への報告の時期や方法などが定められていないので、備品の廃棄等に関する具体的な事務手続について整備するなど適切な備品管理に努められたい。

(健康福祉局こども事業本部こども施策推進部こども計画課)

### [措置内容]

指定管理者への管理の移行に伴うみぞのくち保育園の備品整理簿等と現品の照合については、指摘を受けたことに伴い速やかに実施するとともに、指定管理者へ移行した保育園についても同様の照合を平成19年度中に実施してまいります。また、備品の廃棄等に関する具体的な事務手続については、平成19年度中に局で作成するなど改善に努めてまいります。

#### 2 調理業務委託を適正に行うべきもの

### 「指摘の要旨〕

中央児童相談所で契約している調理業務委託の契約書に付随する業務仕様書では、給食材料購入費用は、本市の指定する事務処理要領により整理し、請求することとされているが、事務処理要領は作成されていない。

また、その業務仕様書では、受託者は給食材料の購入にあたっては、納入品目ごとに1者独占とならないよう本市の「製造の請負・物件の供給等有資格名簿」に登録されたものから、前もって複数の納入事業者を指定し、その名簿を本市に提出することとされているが、名簿は提出されておらず、給食材料を品目ごとに特定の納入事業者から購入しており、しかも、本市の登録業者は1者のみであった。

委託業務の適正な執行のため、仕様書に定める事項の遵守について、自ら徹底

するとともに、受託者に対し指導・監督を行われたい。また、指定納入事業者の 名簿への登載方法につき、実態に合わせ改善の要否を検討されたい。

なお、給食材料費に関する条件・情報を入札参加者に示すとともに、疑義が生 じることのないよう具体的な判断基準の設定について検討されたい。

(健康福祉局こども事業本部こども家庭センター中央児童相談所)

## [措置内容]

調理業務委託については、平成20年度より食の質の確保の観点から発注業者の選定、検査確認、給食材料費の支出事務について、中央児童相談所で直接執行するように改めることとし、入札時、入札参加者に疑義を生じさせることのないように改善いたします。

19川教庶第874号 平成19年10月31日

川崎市監査委員 鹿 川 隆 様

同 奥宮京子様

同 岩崎 善幸様

同 宮原春夫様

川崎市教育委員会委員長 宮 田 進

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項により、平成19年4月10日付け19川監報第3号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成18年度定期監査結果に対する措置状況

3 学校における支出事務を適正に行うべきもの

#### 「指摘の要旨】

物品購入代金の支払の時期については、検査終了後適法な支払請求を受けた日から30日以内の日と定められているが、請求日から30日を過ぎても支払いが行われていないものが見受けられた。

各学校においては、支払が遅れることのないよう支出事務を適正かつ迅速に行 われたい。

また、学校財務担当課においては、各学校の支出事務が適正に行われるよう指導の徹底を図られたい。

(教育委員会事務局総務部学事課、下河原小学校、木月小学校、大谷戸小学校、 子母口小学校、鷺沼小学校、平小学校、東菅小学校、御幸中学校、金程中学校、 白鳥中学校)

### 「措置内容]

指摘された学校においては、速やかに支払手続きを完了するとともに、総合財務会計システムの歳出伝票検索により執行状況を日常的に確認するなどの取組みを行いました。

また、その取組内容について各学校から改善報告書を提出させ、学事課が確認しております。

さらに、支出事務を適正に行うことについては、学事課が全校あての通知文の 送付や、学校財務事務説明会、教頭研修会、校長会議、学校事務職員研修会等で 説明を行い、周知徹底いたしました。

今後は、支払の遅れがないように指導を徹底し、各学校が適正かつ迅速な支払 事務を行うよう努めてまいります。